

第 25 回環境社会配慮諮問委員会における検討課題

2023 年 8 月 31 日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

環境社会配慮審査役

第 25 回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会における検討課題は以下のとおり。第 26 回諮問委員会の開催に向け、各課題の対応方針を踏まえ検討、対応を進める。

記

1. サプライチェーン多元化支援事業に関する対応

【対応方針】

ジェトロが実施主体ではない事業に対して、どのような環境社会配慮の取組ができるか検討する。募集要項において、事業の実施主体は AMEICC であることが分かるよう記載する。

【参考意見】

- ・交付規程を確認したところ、ジェトロが案件募集、選定、実施管理、報告書の確認・確定、補助金申請、最終的には 3 年から 7 年にわたり企業が会計情報を保管していくことのモニタリングをされているということである。概要書にもジェトロが委託を受けているということになっており、本事業はガイドラインの対象になるのではないかという印象を持っている。金額も大きく、案件数も 100 件以上ある。ジェトロとしてガイドラインを適用して、実施主体に環境社会配慮の取組を指導する立場でもある。ジェトロ事業ではないということであれば、ダブルスタンダードにもなるような心配もあり、今後検討を進めていければと思う。(高梨委員)
- ・ガイドライン改定案の説明の中で、企業に対する環境社会配慮の支援がある。AMEICC の取組に対してもジェトロは支援する事が仕事だと思う。やはり確認しないといけない。それで、もし取組みがされていなかったらジェトロの基準でアドバイスしなければいけないのではないか。(原科委員長)
- ・公募要項の表紙には、ジェトロの名称が大きく記載されており、ジェトロが実施しているような印象を受ける。これに応募した人はジェトロ事業と認識すると思う。何か問題が起こった際には、ジェトロが何か言われるかもしれない。ちょっと具合悪いと思う。少なくとも表紙には、ジェトロが募集するけど、実施主体は AMEICC であることが分かるようにしておいた方が良い。その上でアドバイスをするのではないか。これはスタートの議論である。(原科委員長)

2. ジェトロの実施体制

【対応方針】

ガイドライン改訂版の実務手順書を作成し、どのような実施体制がガイドラインをワークさせていく上で望ましいかジェトロ内で検討する。

【参考意見】

- ・ガイドラインの運用体制についてWGで議論があった。ジェトロの中で、もう少し充実した体制を組んでいただく必要があるのではないかと議論になってきている。ガイドラインの中というよりは、今後の議論の中で出てくるものかなということで、ガイドラインの中には含めていない。(村山委員)
- ・委員の間では、改訂版ガイドラインが適正に運用されるのか心配である。新しいユニットを設置し、環境社会配慮の担当者が事業部と交流し、どのような事業が動いており、どの事業がガイドラインの対象になるかなどを把握すれば、諮問委員会の開催時期の提案などに繋がるのではないかと。(高梨委員)
- ・第I部5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」について、このままでは作り込みが足りない印象を持つ。運営体制と繋がってくると思うが、実際にクレーム、申し立てが来た際に、どのように対応して責任を取っていくのか、もう少し検討が必要になると思う。(山田センター長)
- ・最初はコミュニケーションということで、統合報告書を出すような感覚で、企業支援を通じて社会に貢献しており、また環境社会配慮にも取り組んでいることを分かっていたことではないかなという感じがする。そのためには環境社会配慮審査役が1人では大変であるため組織体制の強化が必要ではないか。組織をつくとジェトロがしっかりやっていることを伝えることができると思う。(原科委員長)

3. 諮問委員会の体制、名称

【対応方針】

助言委員会の体制及び名称については、現状の体制及び名称を維持し、諮問委員会の下に助言分科会を設置する方向で調整する。

【参考意見】

- ・諮問委員会から助言委員会に名称を変更するという点について、案件ごとに地域や専門、考慮すべき内容も変わってくると思う。そのため、助言委員会を大きなものと、それからもう1つの2段階にしたほうが良い。先生は別の方で構わないと思うので、2段階構えとして小回りの効くようなその仕組みをプロジェクトごとに作っていくのも方法としてある。(山田センター長)
- ・「助言」という言葉は、積極的に使えばいいが、逃げの言葉になる場合がある。JICAは審査体制がしっかりしているため助言にして意味があった。田辺委員がおっしゃったようにしっかり情報提供して審査しているため組織がしっかりしている。審査部があるためそういう組み合わせでは助言という言葉でも効果があるが、現段階で諮問委員会を助言委員会に切り替えるのは心配になった。そのため、その表現を少し工夫する必要があるかもしれない。(原科委員長)
- ・「諮問」は本来その組織のトップから、委員会に諮問することである。案件ごとに諮問し、それに対して答申という形でその意見を出すことである。これが「助言」という言葉になると、助言は事業者に助言をするのか、それとも誰から助言を求められているのかという主体が不明確になる。事業者の場合もあるし、ジェトロの場合も考えられる。これだと委員会の存立基盤は非常に脆弱になってしまうのではないかと。本来は、諮問委員会があり、その中に

助言委員会を数人置いて、上下のやり取りで最終的には諮問委員会がトップに対して何かをもの言う形の方がスッキリとしている。(柳委員)

- ・助言委員会の体制強化の必要性があると思う。今度は審査する案件が増えるということもあり、実務手順書を作成する際に具体的にどんな形で進めていくのか決めると思うが、もう少し委員の人数を増やした方が良い気がする。JICA の場合は、委員全体で 20 名以上いるが、ジェトロの諮問委員は 10 名の委員しかいない。ここで分科会を作ってまわしていくのはきついと思う。(源氏田委員)

4. スクリーニング様式の内容見直し

【対応方針】

スクリーニング様式の内容を一部見直すと共に、運用段階でも改善できるよう、現段階では本様式が原則である旨の補足を加える。また、スクリーニングに必要な情報が入手できるよう実務手順書でスクリーニング様式の内容を補足する。

【参考意見】

- ・実際に助言委員会が始まった時に、我々が見る文章が別紙 3 のスクリーニング様式だとすると、本スクリーニング様式は、実は JICA の場合はこれ以外に膨大な文章があり、それを見ることが出来る。ジェトロの場合はこのスクリーニング様式はかなり重要な情報源になってくるとすると、このスクリーニング様式はもう少し具体的に書いてもらわないと審査は結構難しいと思う。いま逆の視点というか、実際に自分が助言委員になった時に、このスクリーニング様式をどうみるかという視点でいま考えると、具体的な内容をもう少し詰めた方がいいと思う。具体的には、例えば項目 2-2 で苦情がある場合はその内容をしっかり書いてもらいたい、項目 4-1 であれば国立公園だったら名前書いてくれとか。JICA の場合は、EIA のドラフトが出てくるとも、スコーピング案などの膨大な資料が出てくるため、そのような資料を見て助言するが、このスクリーニング様式が結構肝になるとすると、記載事項は増やした方が良い。(田辺委員)

5. 対外的に分かり易い表現

【対応方針】

表現の修正がある場合には事務局が受け、改めて諮問委員会で確認するよう調整する。

【参考意見】

- ・第Ⅲ部に事業報告書の確認手続きについて、ガイドライン改定案では「ジェトロ及び、又は助言委員会を確認する」との表現があり、ジェトロの誰を指しているのか明確になっていない箇所がある。(高梨委員)
- ・ジェトロ及び諮問委員会の先生には理解できるが、そうではない方には理解できない部分がある。そういう点について、パブリックコメントに出す前にブラッシュアップをする必要がある。例えば、第Ⅲ部(2)「基本方針」では、企業のビジネスリスク低減が、この環境社会配慮の実施の目的というように読まれてしまう。ここについては、様々なステークホルダーからの視点を考慮すると、企業のビジネスリスクを低減することによって、そのプロジェクトのその効果の最大化を図るところまで記載した方が良い。ガイドライン改定案には、「ジェトロ及び

／もしくは助言委員会は」という主語が出てくるところが多いが、最終的に責任をとるのはジェットロである。この部分がきちんと明確になるよう、助言委員会の仕事はあくまで助言であり、それを企業の方に伝えていくのはジェットロの役割だということをもっと全面的に出せるようにしたらより分かり易くなる。(山田センター長)

6. 環境社会配慮とビジネス振興のバランス

【対応方針】

簡単な情報から情報公開し、コミュニケーションをしっかりとるところからスタートすることを検討する。カテゴリ分類では殆どが C 分類になることが想定されるが、A 及び B の案件が出てきた場合には丁寧に対応する。

【参考意見】

- ・個人的には環境社会配慮という考え方とビジネス振興の考え方が上手くバランスしないといけないと考えている。企業さんからジェットロはどちらかという環境社会配慮の方に随分重きを置いてしまって、自分たちを応援してくれないんじゃないかとも感じる様であれば、私たちがこうやろうとしていることと、ちょっと方向性が違ってしまうという感じもしている。私たちが事業をやる場合には、どうしてもそのようなことがジレンマとしてある。(木村総務部長)
- ・私はその点は分かる。私は簡易アセスと申し上げたが、SDGs のように簡単な情報でいいから情報公開し、我々はこういうことをやっているということを説明することが大事であると思う。そういうコミュニケーションをしっかりとるところからスタートしてもいいのかなってという感じもしないでもない。そのため、全ての事業対象でカテゴリ分類したら殆どが C になると思う。A 及び B はたまたまあるかもしれないが、別に無理して A 及び B にしなくても良い。C の事業を諮問委員会でみていただいて C でいいでしょうとなれば問題ない。それで A 及び B が出てきた場合には、丁寧にやらないといけない。そういうことであれば企業の方も理解していただけるのではないかと。最初はもうちょっとコミュニケーションということで、統合報告書を出すような感覚で、企業支援を通じて社会に貢献しており、また環境社会配慮にも取り組んでいることを分かっていたくことではないかと。(原科委員長)

7. 実務手順書の作成

【対応方針】

ガイドライン改訂版が円滑にワークするよう、事務局がガイドライン改訂版の実務手順書を作成する。

【参考意見】

- ・ジェットロは種々の事業を実施しているが、具体的にどの事業がどの分類に対応するのかということについては、ガイドラインには反映されていない。この点については今後の議論ということになるかと思う。(村山委員)
- ・ガイドラインの運用については、具体的には記載がない。そういう意味で、実務的な実施要領を今後作成する必要があるのではないかとということも WG では議論があった。(村山委員)

以上